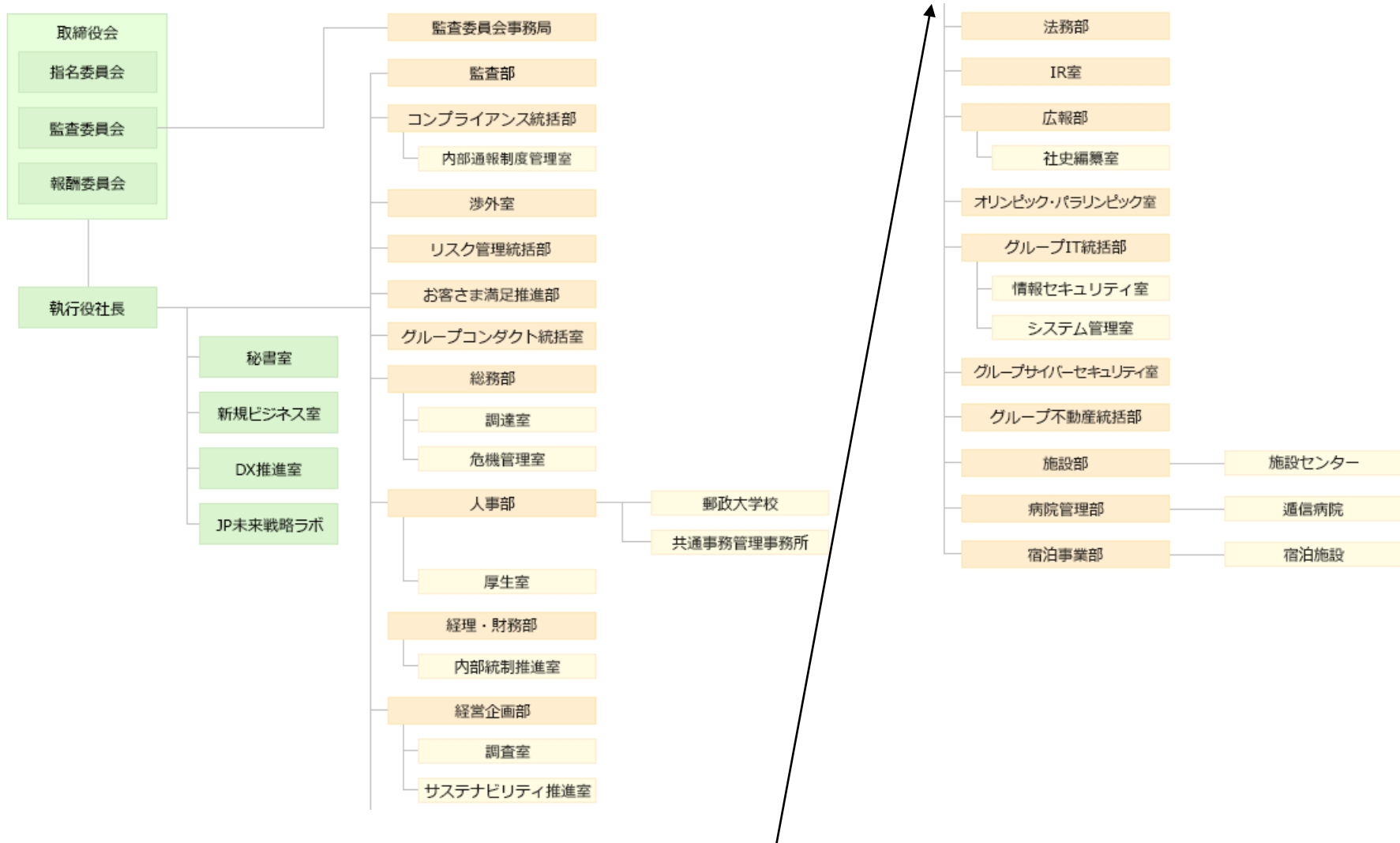


郵政行政モニタリング会合(第1回)資料 1-4

日本郵政グループのガバナンス・コンプライアンス体制について

※ 日本郵政グループの公表資料から抜粋したもの

日本郵政の組織図



日本郵政のグループガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

日本郵政株式会社は、日本郵政グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を基本としてグループのコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

- 1 郵便局ネットワークを通じてグループの主要3事業のユニバーサルサービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- 2 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- 3 お客さま、株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- 4 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果敢な意思決定・業務執行を行ってまいります。

これらコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及びコーポレートガバナンスの枠組みに関しては、「日本郵政株式会社コーポレートガバナンスに関する基本方針」に定めております。

内部統制

日本郵政株式会社は、日本郵政グループの経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る「日本郵政株式会社内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めるとともに、コンプライアンス、内部監査、リスク管理、情報セキュリティなどの内部統制について、グループ協定等を締結することによりグループ各社に態勢の整備を求めています。また、グループ各社から報告を求めることにより、適切な運営が行われているかを常にモニタリングし、必要に応じて改善のための指導を行っています。

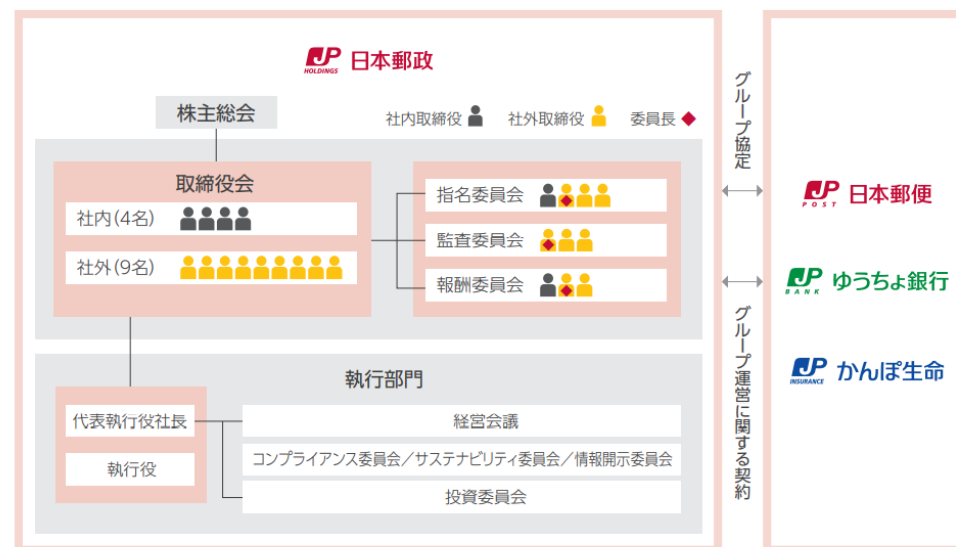
グループ運営態勢

日本郵政(株)は、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険と日本郵政グループ協定等を締結し、グループ共通の理念、方針、その他のグループ運営に係る基本的事項について合意しており、これによりグループ各社が相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮する体制を構築しております。

また、日本郵便(株)に対しては、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や、法令等に基づく管理等が必要な事項について、事前承認または報告を求めることとしています。一方、金融2社((株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険)に対しては、金融2社の独立性を確保する観点から、事前協議または報告を求めることとし、グループ一体としての経営の推進、ガバナンスの確保を図っております。

さらに、日本郵政グループ協定に基づき、効率的かつ効果的なグループ運営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、グループ会社の経営陣の認識の共有を図る場としてグループ運営会議を設置するとともに、グループCxO制を導入し、日本郵政(株)の役員の中から、グループ横串での調整・助言の役割を担うグループCxOを指定しております。

コーポレートガバナンス体制図



※取締役会の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、原則として、その過半数は、独立役員により構成されるものとします。

- 第1章 総則
 - 第1条 目的
 - 第2条 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
 - 第3条 当社の企業統治システム
- 第2章 取締役会の構成及び役割等
 - 第4条 取締役会の構成及び役割
 - 第5条 取締役会の運営
 - 第6条 取締役会評価
- 第3章 各委員会の体制及び役割等
 - 第7条 指名委員会
 - 第8条 報酬委員会
 - 第9条 監査委員会
- 第4章 独立役員の役割等
 - 第10条 独立役員の役割
 - 第11条 社外取締役の情報入手及び情報共有
- 第5章 執行体制等
 - 第12条 執行体制
 - 第13条 社内役員の研鑽
- 第6章 会計監査人
 - 第14条 会計監査人
- 第7章 株主総会等
 - 第15条 株主総会
 - 第16条 資本政策
 - 第17条 政策保有株式
 - 第18条 買収防衛策
- 第8章 ステークホルダーとの協働・共生
 - 第19条 株主との対話
 - 第20条 サステナビリティ
 - 第21条 ダイバーシティ・マネジメントの推進
 - 第22条 内部通報制度
- 第9章 その他
 - 第23条 改廃

3. 執行役社長が行う重要な業務の執行の決定については、判断の前提となる事実を正確に認識するとともに、判断の過程・内容に合理性・適切性を持たせるため、執行役社長の諮問機関として、執行役社長が指名する執行役にて構成する経営会議及び投資委員会を設置し、案件を事前に審議いたします。さらに、経営会議の諮問機関として専門委員会を設置し、専門的な事項について審議を行い、その結果を経営会議に報告することにより課題解決に取り組めます。

4. 当社グループの効率的かつ効果的なグループ運営を推進するため、当社及び主要な子会社の社長等で構成するグループ運営会議を設置して、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、グループ会社の経営陣の認識の共有を図ります。

1. 当社は、法令又は社内規則の違反が生じた場合に社員等が行うべき報告ルール(情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を含みます。)を定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、内部通報に係る適切な体制の整備に努めます。

2. 内部通報等により発覚したグループの重大なコンプライアンス違反事案については、速やかに監査委員に報告する体制を構築します。

- 1 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 2 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役、執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 3 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 4 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 5 当社の執行役並びに子会社の取締役及び執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 6 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 7 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項
- 8 監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 9 監査委員会への報告に関する体制
- 10 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 11 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「3事業会社」という。)との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書(以下「グループ運営覚書」という。)を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項(グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項を含む。)等について、事前承認申請又は報告(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険にあっては事前協議又は報告)を求める。

(2)上記(1)その他の方法により把握した情報のうち、グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については、速やかに経営会議及び取締役会に報告する。

(3)グループ内取引が適正に行われ、グループ各社の健全性に重大な影響を及ぼすことのないよう、グループ運営覚書において、グループ内取引に関する基本方針及びグループ各社が遵守すべき事項等について定める。

(1)グループの経営理念、経営方針及び行動憲章を定め、グループ各社の役職員が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、グループ運営覚書において、コンプライアンス態勢の基本的枠組みを構築する。

(2)グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会及びグループコンプライアンス委員会を設置し、グループの経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、営業・業務上の課題も含めた諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議、監査委員会及び取締役会に報告する。

(6)法令又は社内規則の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知する。

(7)被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施する。また、グループ運営覚書において、3事業会社に実効性のある内部監査を求めるとともに、内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等のモニタリングを行い、その結果を経営会議、監査委員会及び取締役会に報告する。

(1)執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。

(3)効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、認識の共有を図るためにグループ運営会議を設置する。

日本郵政のグループコンプライアンス態勢

グループのコンプライアンス態勢

コンプライアンスについては、グループ共通の態勢として各社ともコンプライアンス部門が一元的に管理することとしています。

コンプライアンスに係る方針、態勢、具体的運用、諸問題への対応について検討するため、各社とも経営会議の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、同委員会において審議した重要な事項は、コンプライアンス担当役員が経営会議、取締役会等へ報告しています。

また、コンプライアンス担当役員のもとにコンプライアンス推進施策の企画立案、推進管理などを行うコンプライアンス統括部署を設けています。

グループコンプライアンス委員会の定期的な開催を通じた情報共有・連携等により、グループ全体のコンプライアンス機能の維持・向上を図っています。

グループ各社のコンプライアンス態勢

1. コンプライアンス態勢

ア コンプライアンス・ラインの整備

グループ各社においては、コンプライアンスの推進を図るため、業務推進部門から独立したコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス統括部署などにその具体的な推進を担う「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、また本社各部署や支社・郵便局・支店などにコンプライアンスの推進に責任を持つ「コンプライアンス責任者」を配置することにより、コンプライアンス・ラインを整備しています。

イ コンプライアンス違反への対応（略）

ウ 内部通報制度の浸透及び改善

グループ各社においては、コンプライアンス違反の発生、その拡大の未然防止及び早期解決を図るため、内部通報窓口を各社のコンプライアンス統括部署及び社外の弁護士事務所に設けるほか、先般のかんぽ商品の募集に係る問題を踏まえ、金融営業専用の内部通報窓口を社外に設置しています。

内部通報制度については、JP改革実行委員会による検証結果等を踏まえ、社員が安心して積極的に声を寄せられる制度へと再構築すべく、「社員の声は貴重な財産であり、声を寄せる社員もまた貴重な財産である」旨のトップメッセージを発信し、徹底した通報者保護策を策定・施行しています。

また、現在、各種通報・相談を一元的に受け付け、窓口の仕組みを全く知らない社員でも適切な窓口に通報・相談でき、情報システムの活用により通報・相談の秘保持も徹底することができるワンストップ相談・通報プラットフォームの構築や、通報の受け付けから調査、調査結果の報告など内部通報の一連の流れを外部の弁護士などからなる外部専門チームが実施することで客観性・公正性を確保する仕組みの導入に向けて取り組んでいます。

今後、さらに、社員の声からより幅広く早期にリスクの芽を検知し、職場環境・業務改善等に活かす取り組みを進め、公正で透明性の高い組織文化を醸成し、組織の自浄作用を健全に発揮できるよう図っていきます。

2. コンプライアンスの推進

ア コンプライアンス・プログラムの策定（略）

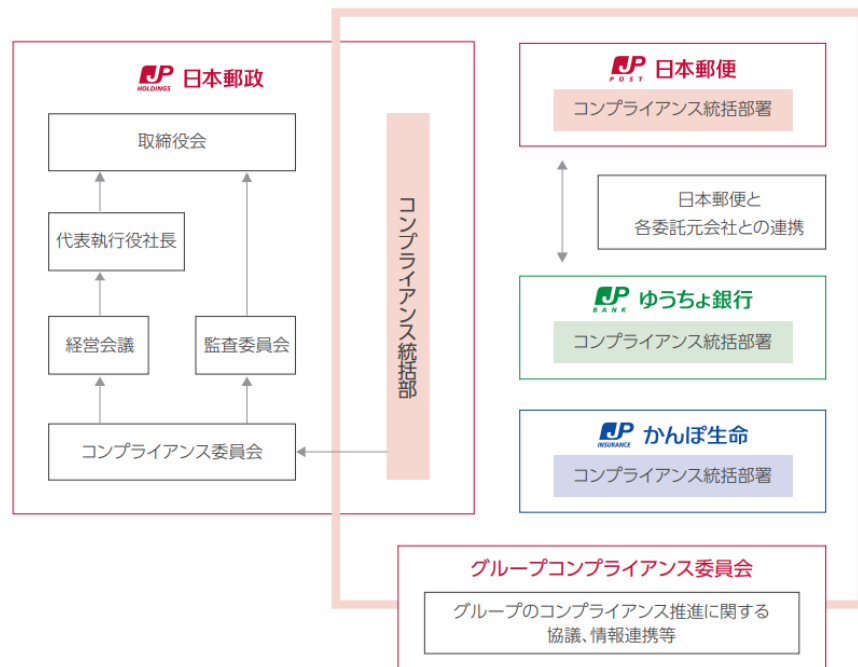
イ コンプライアンス項目の取り組み（略）

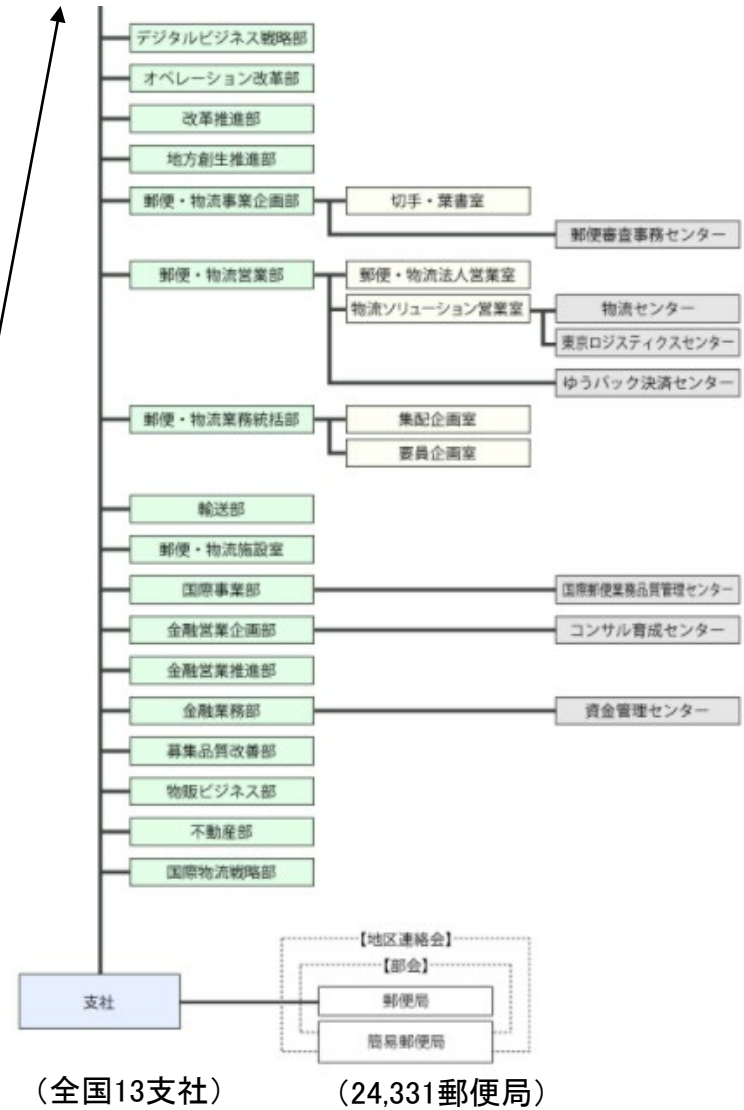
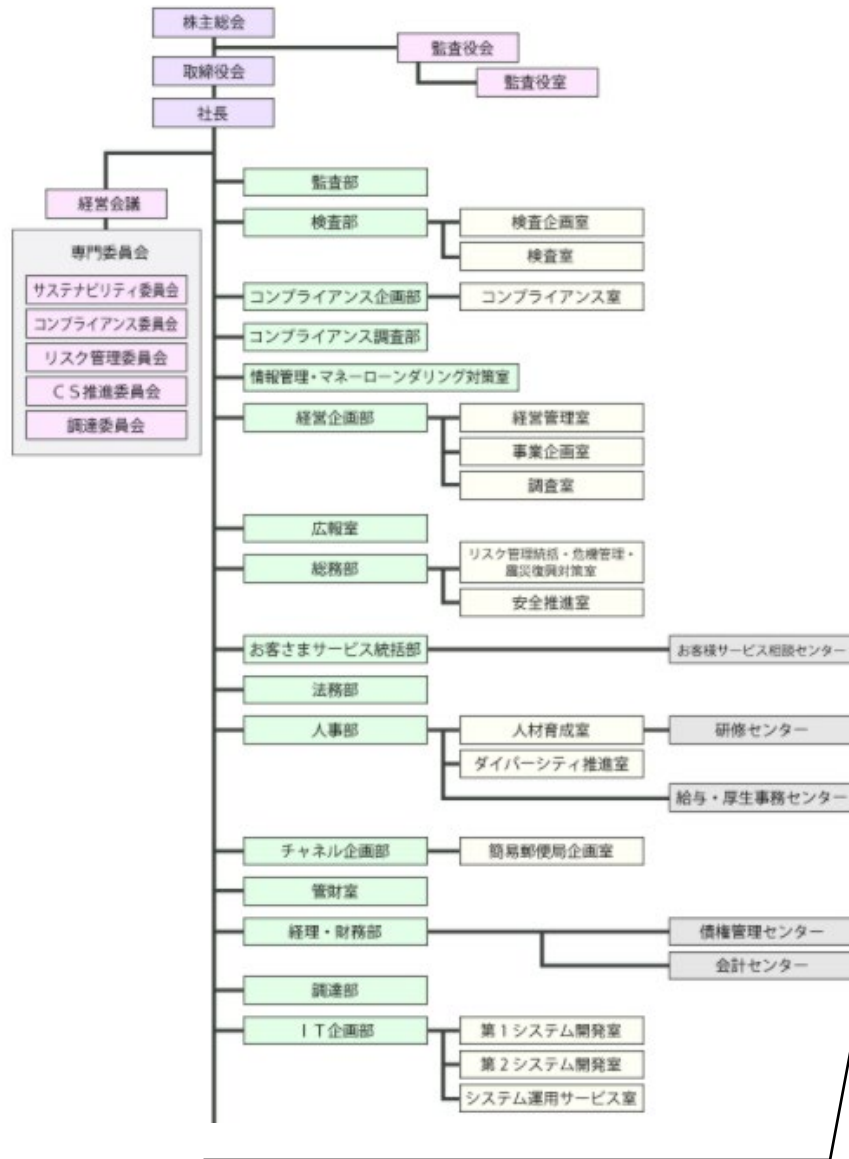
ウ コンプライアンス・マニュアルなどの作成、配布（略）

エ コンプライアンス研修の実施（略）

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取り組み（略）

日本郵政グループにおけるコンプライアンスの枠組み





1. コーポレートガバナンス

当社は、社外取締役6名を含む取締役10名で取締役会を構成しております。また、迅速な意思決定および業務執行を目的として執行役員制度を導入し、その執行役員の一部をもって構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議しております。更に、経営会議の諮問機関として5つの専門委員会（サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、CS推進委員会、調達委員会）を設置し、議論の専門性を高めております。

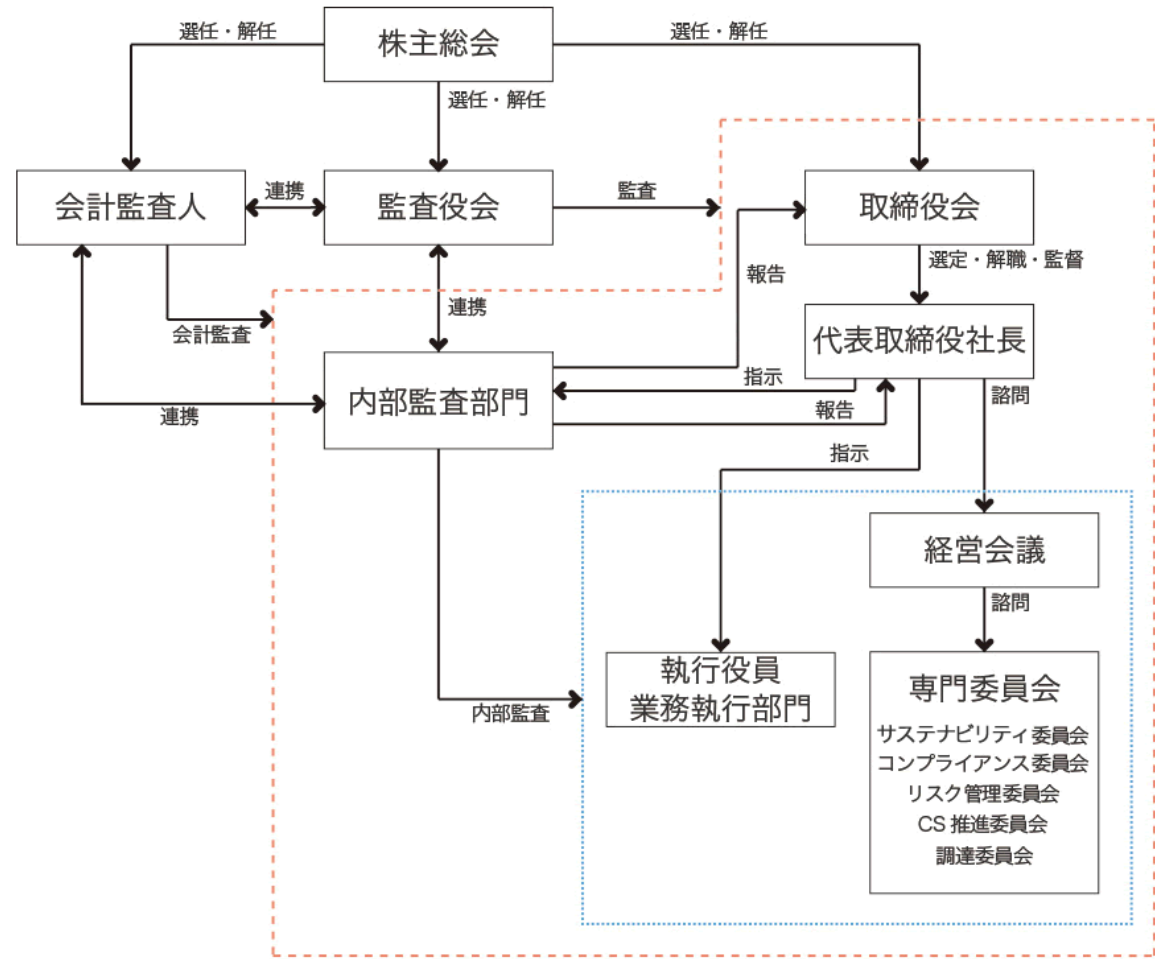
当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役3名を含む監査役4名で監査役会を構成しております。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し、意見を述べ、また、適法性や内部統制の状況を調査することなどによって、取締役の職務の執行を監査し、これらの結果を監査役会および取締役会に報告しております。このようにして、業務執行部門の職務の執行を監査しております。

2. 役員一覧（略）

3. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において内部統制システムの構築に係る基本方針を定め、コンプライアンス体制、リスク管理体制、職務執行の効率化、企業グループにおける業務の適正確保、監査役の監査が実効的に行われる体制の確保等について規定しております。

コーポレートガバナンス体制図



- 1 当社及び子会社等(当社の子会社及び関連会社をいう。以下同じ。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 4 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 5 当社並びにその親会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 7 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- 8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 9 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- 10 その他監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- 11 制定・改廃

- (1) 経営理念その他の経営に関する基本的な方針を定めるとともに、グループ行動憲章に従い、当社グループ(当社及び子会社等をいう。以下同じ。)の役職員が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、日本郵政グループ運営に関する契約に基づき、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
- (2) コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る方針、具体的な運用、当社グループのコンプライアンス遵守状況、営業・業務上の課題も含めた諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議、取締役会及び監査役会に報告する。
- (4) 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険からの受託業務に係るコンプライアンス態勢を確立し業務の健全かつ適切な運営を確保するため、各社との間に、代表取締役等で構成する連絡会議を設置し、法令等遵守に係る内部管理態勢の充実・強化に関する事項について協議する。
- (7) 当社グループは法令又は社内規則の違反が生じた場合並びにそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (8) 被監査部門から独立した内部監査部門により、当社グループの法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施し、その結果を経営会議、取締役会及び監査役会に報告する。

- (1) 取締役社長が指名する執行役員をもって構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会決議事項を含む経営上の重要事項のうち取締役社長が必要と認めた事項を協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。

- (1) 日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険との間で日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社と締結する日本郵政グループ運営に関する契約に基づき、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項(グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項を含む。)等について、日本郵政株式会社から事前承認を受け又は報告するものとする。

ゆうちょ銀行のコーポレートガバナンス

基本的な考え方

当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主を含むすべてのステークホルダーの皆さまとの関係を重視し、次の考え方を基本として当行のコーポレートガバナンス体制を整備してまいります。

- 郵便局をメインとするネットワークを通じて銀行サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- 株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督の下、迅速・果敢な意思決定・業務執行を行ってまいります。

取締役会・委員会等

1 取締役会

取締役会は、豊富な知識・経験と高い見識を有する多様な取締役により構成しています。また、取締役会の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、その過半数は、独立役員により構成されるものとしています。

2 指名委員会

取締役の選任および解任に関する基準を決定します。また、株主総会に提出する取締役の選任または解任に関する議案の内容を決定します。

3 報酬委員会

執行役および取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決定します。また、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容を決

4 監査委員会

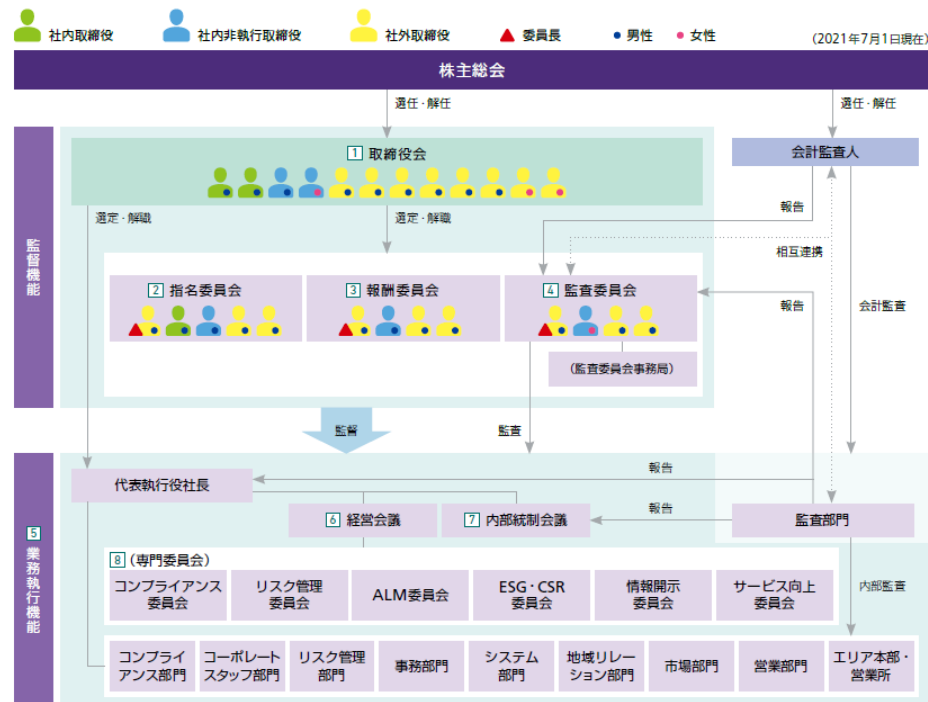
執行役および取締役の職務の執行の監査ならびに監査報告書の作成をします。また、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5 業務執行機能(執行役)

執行役は、取締役会により選任され、経営の業務執行機能を担っています。代表執行役社長は、取締役会から委任された権限と責任を十分踏まえた業務の執行を行っています。また、執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識をいっそう高めるため、信託を活用した株式報酬制度を導入しています。これにより、執行役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、変動報酬としての「業績連動型株式報酬」により構成されます。

コーポレートガバナンス体制

当行では、意思決定を迅速に行い、かつ、経営の透明性向上を図るため、指名委員会等設置会社の制度を採用しております。指名委員会、報酬委員会および監査委員会を設置して、取締役会および3委員会が経営を確実にチェックできる体制としています。



6 経営会議

代表執行役社長の諮問機関として経営会議を設置し、業務の執行に関する重要な事項について協議を行っています。

7 内部統制会議

代表執行役社長の諮問機関として内部統制会議を設置し、法令等遵守などの内部統制に関する最重要事項について協議を行っています。

8 専門委員会

専門的な議論が必要な事項については、経営会議の諮問機関である以下の専門委員会にて協議を行っています。

- ・コンプライアンス委員会、・リスク管理委員会、・ALM委員会
- ・サステナビリティ委員会、・情報開示委員会、・サービス向上委員会

ゆうちょ銀行のコンプライアンス

基本的な考え方

ゆうちょ銀行は、「すべての役員・社員が法令・諸規則のみならず、社内諸規程、社会規範、企業倫理までも遵守すること」をコンプライアンスと考えています。そして、お客さまから最も信頼される金融機関を目指し、コンプライアンスを経営上の重要課題と位置づけ、その徹底に取り組んでいます。

ゆうちょ銀行は日本郵便株式会社に銀行代理業務等を委託していますが、2021年4月および6月に公表した長崎県内の郵便局における長期・高額な現金詐欺取事案を含め、内部犯罪が増加している事態を深刻に受けとめています。いずれの事案についても、被害にあわれたお客さまに対する補償を行うとともに、日本郵便株式会社と連携し、発生原因の分析、再発防止策の検討等を行い、改めて、不祥事件の撲滅に向けてコンプライアンスの徹底・強化に取り組んでいます。

コンプライアンス態勢

ゆうちょ銀行では、関係する役員を構成員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議および推進状況の報告を毎月1回行い、内部統制会議、取締役会、監査委員会に報告しています。

また、コンプライアンス担当役員のもとに、コンプライアンス推進に関する企画立案、推進管理などを行う「コンプライアンス統括部」を設けています。さらに、営業等の部署に「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、コンプライアンスに関する施策の実施状況の把握を行うとともに、各部署に「コンプライアンス責任者」を配置し、所属部署におけるコンプライアンスの推進・指導を実施しています。

内部通報窓口

社員がコンプライアンス上の問題等の発生やそのおそれのある行為を発見した場合において、直接通報（匿名通報可）することができる「内部通報窓口」を社内外に設置し、コンプライアンス上の問題等の発生およびその拡大の未然防止ならびに早期解決に努めています。

通報者保護の観点から、通報者に対する不利益な取り扱いが行われないよう徹底しており、内部通報を行ったことを理由として通報者に不利益を与えた者に対しては、社内規程等に基づき処分することとしています。また、2021年4月には、社内規程を改正し、「内部通報窓口」で受け付けた通報情報の共有範囲をより明確にし、通報者の同意がある場合を除き共有範囲を超えて情報提供することはない旨を明示するとともに、2021年9月には、新たな仕組み（「ワンストップ相談・通報プラットフォーム」、「外部専門チーム」）を導入し、堅牢なセキュリティ環境のもとで通報内容の秘匿性を確保するなど、より安心して通報できるよう改善しています。

なお、社内外の通報窓口にて、2019年度には212件、2020年度には194件の通報を受付けています。

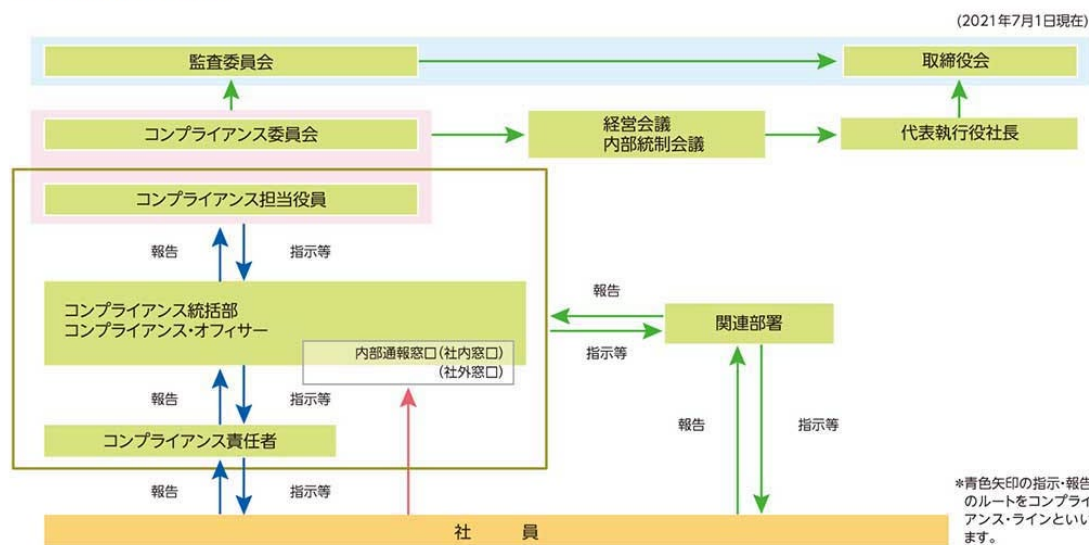
コンプライアンス推進の取り組み

ゆうちょ銀行では、コンプライアンスを推進するための具体的な実践計画として、毎年「コンプライアンス・プログラム」を定めています。これに基づいて重要事項に取り組み、定期的実施状況の確認を行うなどコンプライアンスの推進に努めています。また、社員に対して研修を実施するなど、コンプライアンスの徹底を図っています。

さらに、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として、コンプライアンス態勢や重要取り組み事項のほか、利益相反取引の管理、公務員等にかかる贈収賄やマネー・ローンダリングなど腐敗防止、その他の遵守すべき法令等をとりまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を定めています。すべての役員・社員に対するコンプライアンス研修での活用などを通じ、内容の周知徹底を図っています。また、コンプライアンス・マニュアルから最低限知っておくべき事項をまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」をすべての役員・社員に配付し、さらなるコンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。

このように、ゆうちょ銀行ではコンプライアンス態勢を構築するとともに、コンプライアンス推進の取り組みを実践することにより、コンプライアンス態勢が有効に機能する仕組みをとっています。

コンプライアンス体制



かんぽ生命のコーポレートガバナンス

基本的な考え方

当社は、かんぽ生命商品の募集品質に係る諸問題を厳粛に受け止め、今後、二度と同じ事態を繰り返さないよう、取締役会などによるコーポレートガバナンスの強化に取り組むとともに、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、コーポレートガバナンス体制を構築しています。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

- 郵便局ネットワークを通じて生命保険サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主みなさまの権利及び平等性が実質的に確保されるよう配慮してまいります。
- お客さま、株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果断に意思決定・業務執行を行ってまいります。

内部管理体制(業務の執行)

当社は、企業価値の向上を図り、お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社となるためには、内部管理体制の整備・強化が極めて重要であると認識しています。自己責任の原則に基づく業務執行体制を確立し、引き続き当社の組織・体制の強化に取り組んでいます。

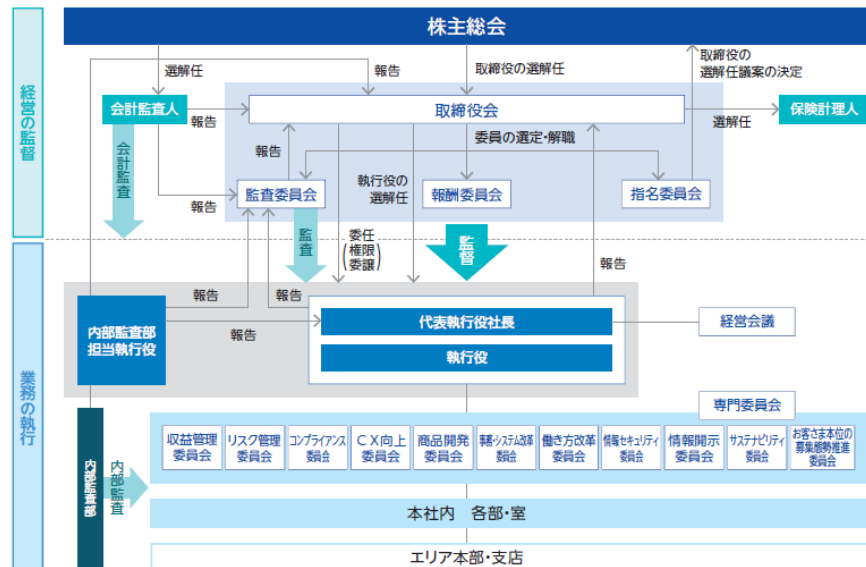
業務執行における経営上の重要事項は、代表執行役社長と各業務を担当する執行役で構成する経営会議で協議したうえで、代表執行役社長が決定しています。さらに、経営会議の諮問委員会として、10の専門委員会を設置しています。各担当執行役の専決事項のうち部門横断的な課題などについては各専門委員会で協議を行っています。

上記に加えて、経営陣が主導して対策を迅速・確実に実行し、募集品質を改善するため、お客さま本位の募集態勢推進委員会を設置し協議を行っています。

▶ コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上を図るため、指名委員会等設置会社としており、経営を監督する取締役会と業務を執行する執行役とでその役割を分離し、会社経営に関する責任を明確にしています。

体制図



かんぽ生命のコンプライアンス態勢

当社は、すべての役員および社員が企業活動のあらゆる局面において法令等(法令、諸規則、社内諸規程、社会規範および企業倫理)を遵守することにより業務の健全性および適切性を確保し、コンプライアンスおよび腐敗防止を推進します。そのため、取締役会が定める「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、コンプライアンスの推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス態勢を整備しています。

当社は、腐敗行為を含む法令等違反行為について、お客さまをはじめとするステークホルダーの当社への信頼を失わせ、当社の企業価値を大きく毀損するものと認識しており、その防止を経営上の最重要課題と位置づけます。

コンプライアンス推進態勢

当社では、コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス統括部担当執行役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会では、定期的に、コンプライアンスに係る方針や規程およびそれらの具体的な運用のほか、諸問題への対応などについて協議を行うとともに、コンプライアンスの推進状況などについて把握、分析することにより、法令等の遵守、不祥事の未然防止などを行っています。また、同委員会に付議された事項のうち重要なものについて、コンプライアンス統括部担当執行役から、経営会議、監査委員会および取締役会に報告しております。さらに、コンプライアンス委員会には、同委員会の専門部会として、社外有識者等をメンバーとする法令等遵守態勢強化に関する諮問会議(社外有識者等をメンバーとする会議)を設置しています。

当社は、コンプライアンスを担当する管理者として、コンプライアンス統括部長およびエリアコンプライアンス室長をコンプライアンス・オフィサーとして配置するほか、本社(サービスセンター等を含む)、エリア本部および支店に、部署のコンプライアンスの推進に責任を持つコンプライアンス責任者を配置し、全社的にコンプライアンスを推進する態勢を構築しております。

当社の保険募集人である日本郵便株式会社との間では、コンプライアンス統括部担当執行役等で構成する連絡会議を設置し、コンプライアンス態勢の充実、強化に関する事項を協議し、郵便局に対する指導・管理を行っております。

また、内部監査部は、法令等遵守態勢について内部監査を実施し、当社のコンプライアンス推進態勢の適切性・有効性をチェックし、強化を図っております。

内部通報・相談制度

贈賄や汚職などを含むコンプライアンス違反またはそのおそれのある行為の早期検知・解決を図るため、社員(派遣社員を含む)などを対象とした内部通報窓口を本社コンプライアンス統括部および社外の弁護士事務所に設けています。また、2019年に発覚した当社商品に係る不適正募集問題を踏まえ、新たに日本郵政グループ各社が取り扱う金融商品の不適正営業に関する専用の内部通報窓口を2020年3月から社外に設置しています。受け付けた通報のうち、調査が必要と判断される事象については、通報情報の秘匿性を確保しつつ、適切に調査を実施し、調査の結果、コンプライアンス違反が明らかになった場合、その行為者に対して必要な懲戒処分を科しております。

また、内部通報制度の運用にあたっては、通報内容の調査に当たり通報者が特定されないよう細心の注意を図るとともに、通報者を特定する行為や通報者に対する不利益行為については懲戒処分を含む厳正な対応を行うことを規程で定め、通報者保護を徹底することで、内部通報を行いやすい環境を整備しています。

2021年9月から、日本郵政グループでは、ハラスメント等の相談やコンプライアンス違反等に係る内部通報について、相談・通報したい内容や会社に望む対応等を選択するだけで相談・通報者を最適な受付窓口案内する専用ポータルサイト「ワンストップ相談・通報プラットフォーム」を導入するとともに、通報の受付から通報された事象への調査等を社外の弁護士とその業務を補助する者で構成された「外部専門チーム」のみで行う仕組みなどを採り入れています。

さらに、当社は、職場における人権問題およびハラスメント行為の根絶に向けて、社員やその家族が安心して相談できるトータルコンサルティングプログラムを設け、社外の専門家が、電話、対面のほか、Webによるコンサルティングを受け付けています。

外部からの通報制度

当社は、上記の内部通報制度において当社の契約相手先(サプライヤー)からも通報を受け付けており、社員からの通報同様、希望に応じて匿名性を確保しています。このほか、かんぽコールセンター等へのお申し出についても適切に対処しています。これらの通報等については、コンプライアンス違反行為の存否について調査を行い、コンプライアンス違反が明らかになった場合、その行為者に対して必要な懲戒処分を科しています。

(消費生活相談員によるかんぽ生命保険等電話相談窓口について)

日本郵政グループをご利用されるお客さまが安心してかんぽ生命保険等をご利用いただけるようにするため、消費生活に関する各種相談の専門家である消費生活相談員により、公正・中立な立場からお客さまの相談に応じていただける「消費生活相談員によるかんぽ生命保険等電話相談窓口」を設置しています。

